

第10回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和8年1月29日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について
- 第4 報告第2号 農地の賃貸情報の提供について
- 第4 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第5 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 樋口 國 先
- 2番 杉田 文 枝
- 3番 神野 充 布
- 4番 瓜田 晃
- 5番 山下 博 史
- 6番 菅野 能 弘
- 7番 佐藤 能 將
- 8番 加川 可名子
- 9番 長谷川 和 夫
- 10番 藤本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 内 山 徹
- 事務局次長 丹伊田 和 博
- 主事 菊 地 智 皓

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第10回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。
------	---

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に8番加川委員、9番長谷川代理にご指名をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	--

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので加川委員、長谷川代理を議事録署名委員に決定いたしました。
------	---

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告があれば発言してください。
------	---

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

丹伊田次長	はい、事務局次長。
-------	-----------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

丹伊田次長	それでは、議案2ページをお開きください。第9回総会以降の経過報告になります。
-------	--

1月5日、令和8年新年交礼会が文化会館 COM100 で行われ、藤本会長と内山局長が出席をしております。15日、第1回美深町議会臨時会が役場議場で行われ、内山局長と丹伊田次長が出席をしております。21日、令和8年度予算副町長査定が役場中会議室で行なわれ、事務局が出席をしております。22日、第2回美深町議会臨時会が役場議場で行われ、内山局長と丹伊田次長が出席をしております。本日29日、第10回美深町農業委員会総会も本日行われております。

続いて第10回総会以降の予定でございます。2月2日、令和8年度予算町長査定が役場中会議室で行なわれる予定で事務局が出席します。8日、美深町4Hクラブ創立70周年記念講演・記念式典・祝賀会が文化会館 COM100 で行なわれる予定で、藤本会長と内山局長と丹伊田次長が出席します。9日、上川地方農業委員会連合会会長・代理・事務局長研修会が旭川市で行なわれる予定で、藤本会長と長谷川代理と内山局長が出席します。第11回農業委員会総会ですけれども、何日が皆様ご都合よろしいかどうかご相談申し上げます。

※昨年度は1/24

（日程調整）

丹伊田次長	では、26日開催の予定ということでいたしたいと思いますが、また近くなりましたらご案内いたします。経過報告、諸般の報告は以上になります。
-------	---

藤本会長	ただいまの報告に対しまして、ご質疑等があれば受け賜ります。 ありませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 報告第 1 号

藤本会長	<日程第 3>報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 3～4、5 ページをお開きください。 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について。農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので報告します。 整理番号 10 番、貸主、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡ほか△△筆、合計△△筆の面積△△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 12 月 13 日、土地の引渡期日は令和 7 年 12 月 31 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 11 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 12 月 13 日、土地の引渡期日は令和 7 年 12 月 31 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 12 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 12 月 14 日、土地の引渡期日は令和 7 年 12 月 31 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 13 番、貸主、美深町字〇〇△番地 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡ほか△筆、合計△筆の面積△△, △△△. △△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 12 月 14 日、土地の引渡期日は令和 7 年 12 月 31 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 整理番号 14 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△△〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇〇△△線〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡です。賃貸借の解約年月日は令和 7 年 12 月 14 日、土地の引渡期日は令和 7 年 12 月 31 日、合意解約から土地の引渡期日まで 6 カ月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。 説明以上です。
藤本会長	報告第 1 号についてご質疑ご意見を受け賜ります。

3 番 神野委員	はい。
藤本会長	はい、神野委員。
3 番 神野委員	整理番号 11 番以降、契約期間がすでに過ぎていてそれからの解約ということなのですが、継続の契約をしていなかったということによろしいでしょうか。
丹伊田次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、事務局次長。
丹伊田次長	今までご覧になっている総会議案の中では、この期間の前に解約されるのがほとんどのケースだったかと思います。今回のケースは期間を過ぎてからの解約という報告を受けており、促進計画ないし集積計画の賃貸借の考えと違いまして、3 条等で結んだ賃貸契約につきましては、その期間が過ぎても契約効力が残っているという解釈がございまして、期間を過ぎても契約されているという状況が続いているものですから、この届出をもって解約というようになっています。
3 番 神野委員	3 条での賃貸契約というものだったのですね。
菊地主事	はい、事務局主事。
藤本会長	はい、主事。
菊地主事	今回の合意解約の案件は全て農地法第 3 条による賃貸借です。先ほど次長から説明した通り、当初の契約期間が過ぎた後、農地法の規定で同一条件で延長したとみなすという記載があります。なので賃貸料はそのまま、解約しない限りは契約関係が残ってしまうということで今回の合意解約の話に至りました。
3 番 神野委員	わかりました。
藤本会長	他にございませんか。 （「なし」という者あり）
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約については報告済みといたします。

◎日程第 4 報告第 2 号

藤本会長	< 日程第 4 > 報告第 2 号 農地の賃貸情報の提供についての報告を求めます。 事務局より説明をお願いします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。

丹伊田次長	6 ページをお開きください。報告第 2 号農地の賃貸借情報の提供について、農地法第 52 条の規定により、次のとおり令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに締結された賃貸借における、10a あたりの賃借料水準について情報提供したので報告します。件数ですが、旧促進計画と集積計画合わせた 22 件と農地法第 3 条 1 件を集計したものとなります。賃貸借情報については、町のホームページで提供します。田の部については、平均額 10,000 円、最高額 10,000 円、最低額 10,000 円、データ数が 3 件となっております。畑の部については、平均額 2,000 円、最高額 5,000 円、最低額 1,000 円、データ数が 20 件となっております。報告は以上です。
藤本会長	報告第 2 号についてご質疑、ご意見をお受けいたします。 ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等が内容でありますので、報告第 2 号農地の賃貸借情報の提供については、報告済みといたします。

◎日程第 5 議案第 1 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 1 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
丹伊田次長	事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
丹伊田次長	それでは、議案 7 ページをお開きください。 議案第 1 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定により、美深町長草野孝治から意見を求められた令和 7 年度第 7 号農用地利用集積等促進計画について審議願います。 整理番号 16 番、貸主、〇〇町字〇〇〇△△△番地△△△ 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円の賃貸継続の案件です。 整理番号 17 番、貸主、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間、小作料は反当り△, △△△円、年額△△△, △△△円の賃貸継続の案件です。 説明以上です。
藤本会長	ただいまの説明に対しましてご質疑を受け賜ります。 ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、議案第 1 号について原案のとおり決定

藤本会長

することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

全員賛成です。

よって、議案第 1 号農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 その他

藤本会長

<日程第 6>その他、委員の皆様から何かございませんか。
なければ事務局の方から何かございますか。

丹伊田次長

とくにありません。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 10 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

※終了 午後 1 時 5 2 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 8 番

⑤

署名委員 9 番

⑤